

寒河江市上下水道事業管理規程第6号

寒河江市上下水道課組織及び処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年4月1日

寒河江市長 佐藤 洋 樹

寒河江市上下水道事業及び処務規程の一部を改正する規程

寒河江市上下水道課組織及び処務規程（昭和42年水道事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第5条中「技術補佐」を「技術補佐、副主幹」に改める。

第6条中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 副主幹は課長を補佐し、次の職務を行う。

- (1) 課内職員の担当する事務を監督する。
- (2) 上下水道業務について調査研究し、課長に助言する。
- (3) その他課長から命ぜられた業務

第12条第1号中「寒河江市水道事業会計規程」を「寒河江市水道事業及び下水道事業会計規程（昭和42年水道事業管理規程第1号）」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。